

会社論 補足三題

馬 場 宏 二

会社なる語の語源と語義史の探索を続けてきた。偶然の機会に始めたことであり、もともと必要な素養に欠けているので、いわばシロウトが好奇心の赴くままに進めた探偵業に過ぎないが、それでもこれまでに、いくつかの小発見を含む文章を六つほど書き¹⁾、その中で筋書きが自ずから出来てきた。これを定説として主張しようとおこがましいことは考えていないが、シロウトの管見寡聞の範囲では、ここまで深追いした先行研究は見当たらない。

だが、自家製の筋書きの中にも、いささか苦になる欠陥が四つ五つ残った。それは出来るだけ埋めておきたい。といっても、後になって考えが整理されたものや、史料が見当たらないので到底埋められそうにないものや、埋められないままに多少役に立つ論点を提出できる程度のものなど、精粗さまざまであり、全部を今すぐ補うことは難しい。ここでは、史料不十分のままでも議論の材料の得られた三点を取り上げる。

1. 初出——玄端と三英

これまで、「会社」の初出を、斎藤毅『明治のことば』²⁾に従って、杉田玄端『地学正宗』と仮定してきた。前稿までは、これに追加すべきものは自力では見いだせまいと諦めていた。改めて検討し得るようになったのは、専ら、日蘭交渉史研究者鳥井裕美子氏（大分大学）のご教示のおかげである。

既成の筋書きによれば、「会社」は十九世紀前半に、世界情勢を知るために、蘭学者達がオランダ語の世界地理書を翻訳するなかで創案した和製漢語であり、語義は字義どおりの、同業同職者ないし同志の集団、仲間、時に今日の「社会」、特殊には学術団体であって、特に最後の用法が目だち、希にある東インド会社の「会社」を除くと、今日のような営利企業の意味は全く含んでいなかった。共同出資の営利企業を指す和製漢語は、幕末開港後、開明派の幕僚が創案した「商社」であった。この「商社」に代わって、字義も当初の語義も異なる「会社」が、今日のように共同出資の営利企業の意味に用いられるようになったのは、明治政府の使用強制によると考える他はないが、この用語変更の意図については、まだ直接の史料を見出せずにいる。

さて、斎藤毅『明治のことば』には、初期の「会社」の用例として、杉田玄端『地学正宗』、杉田成卿他『日本風俗備考』、古賀増『度日閑言』^{クク}の三訳書が挙げられている。偶然かも知れないが、

三人の著者は蕃書調所のグループである。古賀増（1816～1884）は漢学者ながら蕃書調所設立の提案者で初代の頭取、杉田成卿（1817～1859）は箕作阮甫（1799～1863）と並ぶ当初の教授、杉田玄端（1818～1889）は当初教授手伝いでのち教授となった（『国書人名辞典』・『国史大辞典』）。念のために、私自身この三著に当たって見たが、確かにどれにも「会社」が出て来る。『地学正宗』と『度日閑言』にはともに多数出てくる。だが逆に、『明治のことば』には用例はこれ以外には挙げられておらず、私もしばらくは他に適切な使用例を見出し得なかった。

この三書の成立年次については、それぞれに結構厄介な考証が必要である³⁾が、その中では『地学正宗』がほぼ最初の書であることは割りに容易に明らかになる。

この本はプリンセン（P. J. Prinsen）によるオランダ語の世界地理の教科書 *Geographische aeffeningen of leerboek der aardrijkskunde* 1817の邦訳⁴⁾であるが、通常嘉永四年（1851）刊とされている。『国書総目録』にも『明治のことば』にもそう出ている。ところが、私の手許にあるコピー⁵⁾には「嘉永四年新刻」とあり、目録にある現存本はこの新刻である。この新刻の巻頭に、杉田成卿が弟玄端のために書いた「序文」とともに、玄端自ら書いた「凡例」が付されているが、凡例には嘉永元年と記されている。つまり『地学正宗』の初版は1848年刊であるが、この初版は現在所在不明なのである。

ところで『日本風俗備考』はおそらく1855年以前の刊とされており⁶⁾、同書の出版が予想外に早かったのでない限り、『地学正宗』の新刻の方が先行したと言って良い。その三年前の初版が『日本風俗備考』に先行したことは殆ど疑いあるまい。とすれば、『地学正宗』初版に「会社」が含まれていれば、それがこれまでのところ「会社」の初出になる。初版に含まれていなかつたとしても新刻が初出である可能性はかなり高い。

以上が、既稿における、私の判断であった。杉田玄端『地学正宗』を「会社」の初出と仮定して差し支えない。但し、他に検討すべき史料でシロウトの私が知らないものがいくつかあろうから、初出と確定することは出来ない。そして、確定出来なくとも、当面困ることはない。

そう横着を決め込んでいたところへ、鳥井氏が貴重な示唆を下さった。既稿「会社の由来」と『商社・会社・社員』をお送りしたことへの返礼だったが、有用なコピーいくつかとともに、小関三英（1787～1839）の二著に当たって見たらどうかというご意見を含んでいた。私は三英が渡辺華山（1793～1841）にプリンセンの前掲書を含む蘭書を訳してやり、華山がそれを用いて蘭学の書を現わしたところまでは何かで読んだ記憶があった⁷⁾が、当面の課題に関連する三英の訳書が複数あり、それが現存することは全く知らなかった。これがシロウトの弱みである。

さて、鳥井氏のご教示に従えば、小関三英の訳書として、プリンセン前掲書の訳である『新選地誌』と、別に『鋳人書』がある。前書は国会図書館が所蔵し、後書は天理図書館善本叢書の一冊の内に刊行されている。……こうした知識はシロウトの独力では甚だ得難いところである。『国書総目録』には『大達而韁誌』⁸⁾が小関三英の訳書と出ているだけで、『新選地誌』は書名のみで訳者名がなく『鋳人書』は書名も出ていない。他方、『国書人名辞典』には、小関三英の訳書として、『大達而韁誌』と『鋳人書』が出ているが『新選地誌』は挙げられていない。蘭学史の専門家

に教えられなければ、この種の史料の存否に関する知識は得られない。

天理図書館善本叢書は、幸い大東文化大学図書館が所蔵していた。その和書之部第八十巻『洋学者稿本集』に『鋤人書』が含まれ、蘭学史家佐藤昌介氏の解説もついている⁹⁾。これを聞くと、385ページ目に「会社の党」と言う訳語が二カ所出てくる。

まず「…此道を増補広充し遂に会社の党を立て以て人々相助けて力を合せ諸般の世當を為すに至れり」の中の「会社の党」であって、この四文字全体にかかる形で「マートシカッペイ」と仮名が振ってある。言うまでもなく、これはオランダ語の *maatschappij*（社会、集団・学会・協会、会社）の音読みである。確かにここで「会社」と言う漢字の組み合わせは出てきた。組み合わせだけで言えばこれが「会社」の初出かもしれない。しかしここでは「会社の」は自立した単語ではなく、むしろ「党」がそれだけで単独の訳語である。ただ、使い慣れない用法だから、語義を明示するために集団や人間関係を示す形容句「会社の」を付けたものと解し得る。「会社の党」で初めて *maatschappij* の訳語になる。これは、『度日閑言』でオランダ東インド会社のことを「公司東印土会社」と訳したばあい¹⁰⁾と、意味上は逆だが構造上類似する。こちらは「会社」が単なる集団と解される恐れがあったから、営利性を含む、清代新造漢語「公司」を形容句として付けたのであろう。

もう一つ、今の文にすぐ続けて「会社の党とは多少同志の人集合して党をなすを名ケて爾り云」とある。ここで「会社の党」の意味はもっとはっきり定義されており、この概念の主役が「党」であることは、この後に列挙された内訳の用法でさらにはっきりする。すなわち「会社の党」は「自然党」（血縁集団）と「随意党」に分かれ、後者はさらに、宗門の党・朝廷の党（政治団体）・夫婦の党（婚姻）・士民党（市民社会）・各種党（主として広義の学会）の五種類に分かれると言ふのである。今日の語彙ならむしろ「社会」と訳すべきところであろう。

鳥井氏が示してくれた、佐藤昌介氏の別稿によれば、『鋤人書』は G. C. de Greuve, *Volksleses of Onderwijzers Handboek* 1807の部分訳で、書名は教育論の意味、原書は日本国内にはなさそうだ、とのことである¹¹⁾。こうして『鋤人書』によって「会社」の初出が、いわば半分判った状態になった。そこで次に、国会図書館で『新選地誌』に当たって見た。

これはマイクロ化されており、巻頭に「紀元一千八百十七年鏹板 新選地誌第二稿」とあり、巻末に天保七年末の日付けと、小関好義（三英の別名）の署名がある。この本は玄端訳の『地学正宗』同様プリンセンの *Geographische Effeningen* の翻訳だというから¹²⁾、同じ版の訳であり、玄端の訳文と照合すれば、後に玄端が「会社」と訳した語を三英がどう訳していたかが判るはずである。原語は以前に『地学正宗』とプリンセンの1834年版を対照したことがあるから、それでおよその見当は付く。もっとも、両訳書は訳の巧拙もあり、翻訳の範囲のズレもあるから、完全に照合出来るわけではないが、判った限りでは三英はこれを「社党」あるいは「共学」と訳している。「官府」もそれに当たるらしい。

強いて原語を探すと、「社党」は *maatschappij*, 「共学」が *genootschap*, 「官府」が *akademie* である。これらはいずれも、玄端の訳語では「会社」になっていた。ただ、三英の翻訳は出版物で

はなく、しかも急ぎ仕事だったらしく、用語の推敲が不十分だから、三つの訳語がそれぞれに交錯している場合が多くある。もう一つ注意を惹くのは、上記の訳語と関わって、例外的ながら「会社」と「社会」の文字が一箇所ずつ見えることである。アムステルダムに居家術芸学の「社会」（原語はおそらく *maatschappij*）があるとされ、また、文学の会社の「会社」（原語不明－*gemeenschap* か）の脇に「共学」と書き込んである。

以上から、玄端が「会社」と訳した原語の、三英による訳語は「会社の党」か、例外的に「会社」か「社会」を含む「社党」ないし「共学」であることが判る。いずれも字義は集団か今日の社会であるから、そのまま継承されても不思議はないが、そうはならなかった。『鋤人書』の「会社の党」は「会社」という文字の組み合わせとしては初出かも知れないが、用語としてはまだ自立していない。『新選地誌』の「社党」はそのままでも使えそうだがそうはならず、同じ訳書中で学術団体の意味の「共学」と併用されていた。例外的には「社会」や「会社」すらあったが、これは常用されなかった。「社会」はすでに青地林宗『輿地誌略』¹³⁾ に出ていたから初出ではないが、「会社」は『新選地誌』における例外的出現が単語としての初出だったかも知れない。だがいずれもそのままでは定着しなかった。

ここでもう一つ厄介なのは、『鋤人書』と『新選地誌』の前後関係が今の私の力では確定出来ないことがある。後書には天保七年（1836年）と記してあったが前書に日付がない。三英が華山と知り合って、西洋の学問に自然科学と並んで人文・社会科学があることを伝えたのが天保二年（1831）¹⁴⁾、彼が藩社の獄なるデッチャゲに巻き込まれて自殺したのが天保十年（1839）だから¹⁵⁾、その間ということは判っても、訳語が「会社の党」→「社党」・「共学」・例外的「社会」・「会社」と変わったのか逆に例外的「会社」や「社会」があってから、不安定ながら「会社の党」に至ったのかが判らない。いずれにせよ、三英の訳業のなかで、「会社」なる組み合わせは一旦姿を見せたが、創案された新語としては定着しなかった。

おそらくそのせいであろう、この訳書に依拠した、華山の著作『外国事情書』『初稿西洋事情書』『再稿西洋事情書』のいずれ¹⁶⁾においても、「会社」らしい語や概念は登場していない。後に玄端が「会社」とした語の三英による訳語が、華山に印象を残すほど明確になっていなかったせいではなかろうか。

ここまで来ると、「会社」の単語としての初出が、玄端の『地学正宗』であることが、いささか確からしくなる。「会社」は、三英の訳業において出てきたが、語としては中途半端と云うしかなく、用語として自立していなかった。それを継承して良いはずの華山の著書には「会社」は現れなかった。藩社の獄の数年後の弘化二年（1845）に現れ、言わばベストセラー¹⁷⁾ となった、箕作省吾（1821～1846）の書き下ろし地理書『坤輿図識』と『坤輿図識補』¹⁸⁾ にも「会社」はない。その後現れためぼしい蘭学書といえば『地学正宗』になってしまう。となれば、残る問題は、用語としての「会社」は果たして玄端一人の創案になると云えるかどうかである。

だがここは、『地学正宗』の初版がない以上は、推測とする他はない。同書新刻に成卿が寄せた序文に「今取家弟玄端旧訳之地誌。覆加校讎」とあるから成卿が手を入れたごとくである。とす

ると、純形式的には、初版に「会社」がなく、成卿の意見によって新刻に「会社」の語が入ったとするところまで考え得る。『日本風俗備考』に、一つだけだが「会社」の語を含むから、なおさらそう考えられやすくなり、成卿が既に自ら創案していた「会社」を玄端の新刻で使わせたと解することも不可能ではなくなる。

だがおそらく、事実はそうではあるまい。玄端は成卿より一つ年下だが、学力は遙に上だったのではないか。それは『地学正宗』の訳文の冴えからも推測できるが、同書が玄端一人の訳であるのに『日本風俗備考』は共訳で成卿は代表訳者に過ぎないといった事情や、両者の経歴からも推測できる。両者はともに杉田玄白の末子玄卿の息子で法的には兄弟だが、玄端は実子ではない。もともと玄卿の弟子だったのが見込まれて養子となり、後に乞われて玄白の嗣となり家督を継ぐに至ったのである。成卿は蕃書調所ができると教授になったが身体のせいかすぐ辞職し、玄端の方は助手ののち教授になっている。『地学正宗』に成卿が序文を書いたのは、実質的に手を入れたためではなく、血統上も年齢上も優越した成卿に、玄端が花を持たせたためではないか。そう考えて良ければ、「会社」は玄端の創案によって初版から存在したことになり得る。

そこまで云ってよければ、「会社」の創案は杉田玄端、初出は『地学正宗』の初版である可能性はそうとう高くなる。『新選地誌』や『鎌人書』を玄端が読んでいたことが明白なら「会社」創案の契機がここにあったとは言えるだろうが、こうした継承関係が証明されない限り、玄端創案説がかなり確かなものになる。鳥井氏のご教示に基づく三英の二著の検討は、「会社」初出をここまで追いつめるのに極めて有用であった。

2. 国際比較——鋤雲の眼力

幕末維新期には、「商社」と云う用語と「会社」と云う用語が並存した。ひとりの著作者の文における両語の併存や使い分けは、「会社」が「商社」を押し退ける過程の現れとして、われわれの筋書きの補強に役立つ。福沢諭吉（1834～1901）は代表例だが¹⁹⁾、量的には遙に少ないものの、栗本鋤雲（1822～1897）も有力な一例になる。

『暁憲追録』²⁰⁾は鋤雲が慶應三年に訪仏して維新によって翌年帰国するまでの十カ月ほどの滞仏体験記を明治二年に著したものだが、これに両語が出てくる。「会社」は、「博覧会社」、「本草会社」、それに、パリ改造をした「ホースマン」の「会社」²¹⁾であるが、「商社」は「諸商社託金規制之法」の具体例として、鉄道企業「汽車社」が東西南北と出てくる。但しこの場合には配当受け取りのために「会社に往て息と換ふ」とも書かれている²²⁾。

多少細かく見ると「博覧会社」は鋤雲訪仏の機縁ともなったパリ萬博のこと、せいぜいその運営組織のことである。企業でないばかりか、純粹の自発的集団とも限らないであろう。因に別の文で鋤雲は、エキスポジションを博覧会と訳したのは自分だったと述べている²³⁾。

「本草会社」はおそらく博物学会である。前宰相「ロアンドロイス」が頭領を勤めているとあるから、アカデミーかも知れない。この「会社」はまず学術集団であろう。営利企業ではない。

「ホースマンの会社」は特殊な組織であろう。「市尹＜ホースマン＞なる人（G. E. Haussmann, 今ならオスマンと読む—引用者）会社を結び」、つまり市長が組織した企業体で、パリの道路整備を行ない、曲がった道を直にし街路樹を植えるなどした。「其費用は固より会社の出金にして、官より給するに非」諸物品に入市税を課して経費を賄った、としている²⁴⁾。この文だけでは実態が全面的には判らないが、當利企業ではなく都市権力体そのものでもない特殊法人らしく見える²⁵⁾。

ここまで鋤雲の「会社」は、従って、玄端が訳し蘭学者が使って来た、目的ある組織・集団・学術集団の意であって、明治政府が広めようとした當利企業の意味ではない。あるいはいずれの組織も *société* と称していたので、鋤雲が「会社」と訳したのかも知れない。とすると、この際の *société* はオランダ語の *maatschappij* に相当する²⁶⁾ から、蘭学者が創案し使用してきた「会社」と殆ど同義になつても不思議はない。

他方「商社」は一度しか出て来ない。しかし、その語が登場する「諸商社託金規制之法」は當利企業一般の出資制度、今日なら会社法であろう。その代表例として「汽車社」つまり鉄道企業が挙げられ、中でも北仏鉄道が最も栄えているので、「其息に至ては最も薄しと雖も人々顧慮の念なく金を託す」²⁷⁾、と述べられている。薄利でも投資が多いというのである。

この「商社」は言うまでもなく、共同出資の當利企業一般である。ここまで、鋤雲の用語法が、「会社」の意味が明治政府に捩じ曲げられる前の正調であることが判る。但し、出資者が六月と十二月に「会社に往て息と換ふ」の箇所だけは注意しておく必要がある。これだと会社＝汽車社＝商社になつてしまいそうだが、この際の「会社」は企業の所在地であり、おそらく江戸時代からある「会所」の語感を引き摺った、企業のある建物の意味である。鋤雲の用語法は、字義ないしもともとの語義に即した正調だったと言って良い。

ところで、鋤雲を持ち出した理由はこれだけではなかった。鋤雲の場合はむしろ、次に触れる国際比較の方が重視さるべきである。彼はすでに文久年間に、カションを相手に相続制度の英仏比較に触れてその優劣を論じていた²⁸⁾が、維新直後に書いた訪仏記の中で欧米三カ国の経済の実態を比較して見せてさえいる。これは当時としては突出した認識であり、驚くべき觀察力といって良かった。既に菅野和太郎が名著『日本会社企業発生史の研究』で、会社概念導入の一環として引用しているところだが²⁹⁾、われわれはむしろ国際比較の嚆矢として注目したいのである。ひとまずその文章を引く。

法国の商估豪富にして勢力のあるもの英米に比すれば甚だ少きに似たり、然る所以は龍動新約基の商估は社を結び事を創むるに唯政府の允を得るのみにして嘗て其力を假らず、法国に至りては然らず、独り汽船汽車の大業のみならず小事に至りても猶ほ且つ政府力を併せて是を贊せされば事を釀す能はず、故に汽車は鉄路を施す可きの地を政府是を買て社会に貸与し、郵船は半部その資を助くるの類最其見易き者にして、然して其商估の權あり權無きも亦是に就いて見る可きなり³⁰⁾。

つまり、英米と比べると、フランスでは勢力のある富裕な実業家が弱い。それは英米では民間

が共同企業を創立する時、政府は認可するだけでそれ以上力を貸さないので、フランスでは細かい事まで政府が実質的に面倒を見ないと事が進まないからだ。現に鉄道の場合は敷地を政府が買って会社に貸し、汽船では半額を政府が出資する。…英米では政府が民間企業に実質的に関与しないから民間活力が強いのに、フランスでは政府介入が強すぎるために民間の経済発展力が削がれています、と言うのである。維新当時の日本で、他に誰がこの水準の欧米理解を示したであろうか。仮に情報はカション等の口伝だったとしても、判断したのは鋤雲自身である。しかも幕府中有力な親仏派であり、徳川昭武一行の親英反仏傾向を転換すべく派仏された身³¹⁾でいて、なおこうした判断を為し得たのである。

西欧新知識の導入に勤めた洋学派・外遊経験者は、普通西洋事情を一括して提示しようとしていた。彼らが西欧諸国間の違いに全く気づいていなかったのではないにしろ、先進西欧の事情を纏めて紹介するに忙しかった。比較は先進西欧と後進日本との間で行なわれば済んだ。開港以前にはかえって、西欧と支那と日本と言う対比があったが、やがて対比は直線化した。先進モデルの紹介者達にとっては、実践者である明治政府と異なって、西欧間の比較はさほど重要事ではなかったのである。

たとえば福沢諭吉は、当時として際立って有力な先進モデル紹介者だが、彼の『西洋事情』には、意図的・方法的な西欧間国際比較の視点はない。多数の国を巡った経験が表現され、結果的にこれが国際比較の手掛かりになることもある程度である。われわれが以前問題にした、同書の「商人会社」の条などには、国際比較の視点は全くない。言葉が出来るイギリス・オランダを経巡っていながら、いわば本場のその地の企業制度を捕えようと試みた痕跡もない。「右は西洋各国に行はるる商社の通法大略なり」と大言しながら、その実紹介しているのは特殊フランスの企業制度であり、それも、日本語を語れるフランス人、レオン・ド・ロニによる、口頭での教示によって知ったものだったと考えるしかない。それなのに情報源について全く口を閉ざしているため、後学が追認しようと試みてもこれが特殊フランスの制度であること自体がすぐには判らないほどなのである³²⁾。福沢自身重視していた、経済制度の紹介においてすらこうである。

果たして福沢は訪欧に当たって「滞欧の日々は、現地に赴いて実見し、その事情に通じる然るべき人物にねらいをつけて聞いていただくことに終始した」³³⁾と言いかけるほど律義に現場実見主義に徹したのだろうか。この「商人会社」の条に関する限りそうではない。メモ帳『西航手帳』にも日記『西航記』にも、企業観察や株式市場見聞記は全くない。もっともらしく書かれているのは日本語による伝聞である。早解かりで、情報源秘匿も出来る要領の良さがあったことが伺える。だからこそ優れた啓蒙家の評を贏ち得たのではなかったか。

諭吉を貶めるために鋤雲を強調するのがここでの狙いなのではない。鋤雲は函館時代以降、メルメ・デ・カションとの交友を通じて、フランス語を解するようになっていたらしい。訪仏時の年齢は、鋤雲四十五歳、諭吉三十二歳で鋤雲がかなり上であり、彼が三十七歳まで漢方医として暮らした点を多少割り引くとしても、社会を見る目は鋤雲の方が肥えていたであろう。そして『西洋事情』の出版が1866年、『暁窓追録』が1869年だから、鋤雲の観察の方が深くなつて不思議

でない事情もある。だが、そうであっても鋤雲の眼力には驚くべきものがあった。これは百年後の戦後資本主義の高度成長が一段落した時点で、日本の研究者達がようやく到達した認識なのである。鋤雲の書いたものが、諭吉のそれと同程度に幅広く且つ注意深く保存されていたら、維新史の構図は幾分変わりはしなかったか。密かに惜しむところである。

維新後、諭吉は明治政府とつかず離れずの位置をとり、鋤雲は旧幕臣の節を守り新政府の出仕要請を断って在野の地位を保った。それでも両者の間には、心が通うところもあったようである。諭吉が、勝海舟と榎本武揚を、節を曲げたと論難した「瘠我慢の説」の原稿を鋤雲に送り、鋤雲が一読いたく同感したために、諭吉の意図より早目に、鋤雲の筋から新聞に公表されることになったと言う話が残っている³⁴⁾。

3. 再読——立会略則

せっかく成立していた「商社」なる用語を、字義不適切な「会社」に換えようとした明治政府の意図は、予想に反して未だ捕えられず、筋書き上目下最大の欠落として残っている³⁵⁾。それをいくらかでも埋める意味を込めて、営利企業としての「会社」の語源と誤解されがちな渋沢栄一『立会略則』と、その普及・解説版として書かれた加藤祐一『会社弁講釈』における両語の用法を、改めて検討しておく。

『立会略則』はそもそも成立事情について問題があった。どこまで渋沢が書いたのか、吉田二郎が書いた草稿に渋沢が手を入れたとされるがどこまで手を入れたのか、実際にはほとんど草稿を読まずに序文だけ書いたのではないか、といった事柄である³⁶⁾。だが本稿ではこの点は主題ではない。同書は会社制度創設指導のための整然たる解説書であって、到底渋沢の序文が言うような「隨聞隨録の漫筆」の類でないことは確かである。それだからこのこの書は、共同出資の営利企業の概念・方法とそれを「会社」と呼ぶ用語法とを世に普及するための有力な文書となり得たのである。

さて『立会略則』は、「通商會社」「為替會社」「付録」の三部に大別され、「通商會社」は、主意・制限・方法・社中諸掛人員の四部に、「為替會社」は、通例為替・廻状為替・貸付ヶ金仕法・預り金仕法・通用切手仕法の五部に、「付録」は引請貸借仕法・公債仕法の二部に細分されている³⁷⁾。「通商會社」の部と「為替會社」の部は、用語上は明治二年に制定された通商會社と為替會社に対応しているが、内容は「通商會社」の部がむしろ企業制度一般、「為替會社」の部が銀行業一般の解説であって、後者は同時発行の『会社弁』と重なる。因に「付録」は不動産抵当の長期貸し付けと社債の説明である。従って、本稿の目的からすれば、特に「通商會社」の部分の内容と用語法に意味がある。

さて、ここで企業を意味する用語は「商社」である。機械的に数えれば、「商社」は三十回以上出てくる。「会社」は表題を含めてもその半分しか出てこない。しかも、両語に概念上の差があるのか否か必ずしもはっきりしない。強いて言えば、企業一般を原則として「商社」と呼び、「会社」

は政府とは異なるとか、会社の大小とか、組織の目的と言うよりは性格に関わるところで「会社」と呼んでいるようでもあるが、そこを含めて「商社」と「会社」をそっくり置き換えるても、不都合は生じない。但し、「商社」の分類を述べた箇所で、一旦「家名の社」と「職業の社」を区分した後、後者の例として「蒸気船の会社」「馬車の会社」と挙げているところには、多少注意を要する。つまり、文脈上はこれらも「商社」なのだが、明示的に純粋の商業企業ではない企業を「…会社」にしたように受け取れるからである。幕末の用語法で、「商社」はもともと共同出資の貿易業から始まり、後に共同出資の営利企業一般に広がる傾向が生じたのだが、語のかのような由来からして貿易企業・商業企業の語感が強かった。その語感がここで裏返しに反映されたものとも推測出来るのである。

「為替会社」の部と「付録」にはそもそも「商社」の文字が出てこない。企業はすべて「会社」と呼ばれている。従って「商社」と「会社」の混交や使い分けの考察という当面の課題にとっては、「通商會社」の部だけ見ておけば済むことになる。但し、広義に言うと為替会社も「商社」に含まれることになっている点は注意しておいて良い。「通商會社」中の「職業品物によりては別段なる政府の免許を受けてとり扱ふものあり…故にその免許を得たる商社は」の…の部分に註記して「たとへば為替会社」としているからである。

しかしここはあまり厳密に穿鑿しても仕方がないのかも知れない。別途「会社の事柄によりては政府より之を保証する事あり」として「譬へは為替会社鉄道会社郵船会社の如きもの」の非常事態には政府が人員・資金を出して保護する、とした文があるからである。

営利企業としての「会社」の語源と目されがちな『立会略則』においては、営利企業一般はむしろ「商社」と呼ばれていた。この書の解説普及版と自称した『会社弁講釈』ではなおさら「商社」色が強い。

『会社弁講釈』は、会社のことは大蔵省刊の『会社弁立会略則』を見れば詳しく解かるが、漢字が多く文章が難しいので、必要なのに読めない人が多いから、それを平易に説いた、という趣旨の本であり、事実、著者の口述を筆記した口語調で仮名の多い文章になっている³⁸⁾。著者加藤祐一はその前に『交易心得草』、後に『文明開化』、『商社往来』を書いている³⁹⁾が、菅野和太郎の紹介によれば、明治初年外国事務局一等役、ついで大阪通商司の通商大佑、最後に大阪商法會議所書記長を勤めた⁴⁰⁾。舶来経済制度の啓蒙家だったのであろう。

さて『会社弁講釈』は上・下二巻から成るが、上巻は『立会略則』中の「通商會社」の部の解説であり、下巻は同「為替会社」の部と福地の『会社弁』を合わせたものの解説と言って良い。書名は『会社弁』から採っているが、内容はむしろ『立会略則』に照応する。だからわれわれも、専ら上巻に注目すれば済むわけである。

上巻にはまず、商業の意義とか私権と政府の関係とか『立会略則』にある思想的啓蒙が延々と説かれるが、中程に「諸商業の会社」の見出しがあり、以下で企業が登場する。その企業は全て「商社」と呼ばれている。話の筋は『立会略則』をほぼそのまま追っているのだが、そちらで「会社」と呼んだ箇所も、こちらでは皆「商社」である。特に注意を惹くのは「家名の社」・「職業の

社」の区分を唱えた叙述に該当する箇所で、「商社に諸商業の商社と諸職業の商社と二通りある」と、ここだけは原本の趣旨を変えてしまっている。そして、諸商業の商社は、呉服商社、材木商社、米商社等々であり貿易商社もこれに含まれる。職業の商社は、蒸気船、蒸気車、織物縫物、各種の機械製造、鉱山開拓などだ、と言うのである。原本と異なっているが、原本を歪めたというよりはむしろ原本の低意をはっきり述べたと解した方が良いくらいである。

解説本『会社弁講釈』においては、「商社」は『立会略則』よりもっと多用され重用された。それは、「むしろ企業一般」の呼称と言うよりは、「企業一般そのもの」の呼称になっていた。そしてそれが『立会略則』の本意だったかも知れないのである。

『会社弁講釈』には、「社といふのは、仲間組合といふと同じ」の一文がある。これは和語の「仲間」「組合」さらに「筋ヒ」等と和製漢語の「会社」や「商社」との対応関係を考える際に良い材料になるが、この点は描く。ここで問題は、民間出版物である同書においては「商社」が政府出版物である原本の『立会略則』におけるよりさらに多用・重用されていたことである。これは、幕末維新期には、「商社」が企業の呼称としてほとんど定着していたことの証拠になりはしないか。そう言えば、加藤祐一の『交易心得草』でも、もっと後の『商社往来』においてさえ、「商社」はもっと多用されていた。因に、会社制度の創設者だった井上馨や渋沢栄一の伝記においても、制度上「会社」と呼ぶべきところを「商社」と言い換えてしまっていることは既に指摘したことである⁴¹⁾。「商社」の用語は幕府が常用し、民間に定着していた。以上はその証拠になるだろう。それだけに、明治政府が強引に用語転換を行なったことになる。その意図を示す史料が簡単に得られないことは不思議と言うしかない。

それでは意図的な捩じ曲げではない、とする筋が見えるだろうか。それも見えそうにない。但し、「会社」は為替会社から始まったとする筋を幾分牽強付会することは出来そうである。そこで一旦『立会略則』に戻る。

同書に、為替会社は政府との関係が深いとする記述がある。既に引いた、非常事態についての文もそうだが、それと別に「為替会社は殊に政府の保護を仰くものなれば」の文もある。そして為替業の指揮は中央政府（会計事務所）だ、とされている。これに該当する通商会社の記述では、私権とか政府との区別が強調され、担当官庁は地方官とされている。つまり通商会社は私的業務であって、為替会社が政府業務に近いとする差別がほの見えるのである。ただし、通商会社は对外関係を担う重要任務がある「外国との通商に至りては商業中最も緊要のこととす」。ゆえにこれも私事だからと言って軽視は出来ないから商業道徳を守れ、と唱えている。

ヨリ私的な業務である通商会社は、慣行どおり「商社」でも良かった。それが『立会略則』の「通商会社」における「商社」の多用ともなった。ところがヨリ政府業務的である為替会社は、単なる語呂としても「商社」とは呼び難いが、政府業務的であれば一層呼び難い。土農工商の価値観はまだ残っていた。舶来の制度においても商は政府の業務ではないが、伝統的価値観においては政府に商のごとき卑しい業はさせられない。政府に近い組織は、制度上商社であってもヨリ高尚な「会社」の文字を使っておいた方が良い。そういう思考が働きはしなかったか。

為替会社と通商會社は、制度上は同時に制定されたのだが、「会社」なる用語においては為替会社が先行したのではないか。現実にも、為替会社が設立されてから、その地に通商會社が出来た場合が多いようである。思考と事実過程とが重なって、「会社」は為替会社から普及し始めたのではないか。これが、史料のないままに思考実験として試みた牽強付会である。むろんこの仮説がある程度成立したにしても、明治政府が、換骨奪胎した「会社」をもって定着しかけていた「商社」を強引に押し退けた事実には変わりないし、その意図を全面的に明らかにする必要が残っていることには変わりはないのであるが。

註

- 1) 執筆順に
 1. 馬場宏二 「会社と社員」 大東文化大学経営研究所編『日本企業の建前と実態』 1999年1月 所収。
 2. 馬場宏二 「福沢諭吉の会社論」 大東文化大学『経済論集』第73号, 1998年10月。
 3. 馬場宏二 『「会社」の探究』 大東文化大学経営研究所 Research Paper J-31, 1999年12月。
 4. 馬場宏二 「<会社>論その後」 大東文化大学『経営論集』第1巻第1号, 2001年1月。
 5. 馬場宏二 『商社・会社・社員』 大東文化大学経済研究所 Working Paper 19, 2001年1月。
 6. 馬場宏二 「会社の由来」 『学士会会報』第八百三十号, 2001年1月。
- 2) 斎藤毅『明治のことば』1977年, 講談社, 264ページ。
- 3) 特に『度日閑言』の成立年次については二説以上あって厄介だが、私は斎藤毅の安政二年から慶応二年（1855～66）の説を探る。前掲馬場『「会社」の探究』29ページ, 註(39)を見よ。
- 4) 『地学正宗』の底本は *Geographische Offeningen* の1817年版で、原序によればこれが原書第二版である。国会図書館に同書の1834年版がある。因に小関三英『新選地誌』も1817年、第二版の訳である。
- 5) 杉田玄端『地学正宗』東北大学図書館狩野文庫本。
- 6) 斎藤毅, 前掲『明治のことば』270ページ(註三)を見よ。
- 7) おそらく『日本思想体系55 渡辺華山…』1971年, 岩波書店の「補註」と「解説」(佐藤昌介氏) だったであろう。
- 8) 内閣文庫本『西海遺事』中に小関三英『大達而輒誌』を含むが、同書は表題の通りダッタンの地誌なので、西洋文物の「会社」には言及はない。
- 9) 天理図書館善本叢書和書之部第八十卷『洋学者稿本集』1986年, 八木書店。
- 10) 参照, 前掲馬場「<会社>論その後」93～94ページ。
- 11) 佐藤昌介『洋学史論考』1993年, 思文閣出版, 第二章。
- 12) 佐藤昌介校註『華山・長英論集』岩波文庫, 301ページ, 註五。
- 13) 青地林宗「輿地誌略」, 『文明源流叢書卷一』1914年, 国書刊行会所収。同書の考察については、前掲馬場『「会社」の探究』6, 7ページを見よ。
- 14) これも鳥井氏のご教示に従って華山の日記を参照したが、天保二年四月十六日, 小関三栄^{マツ}が來訪し、西洋学の体系について語っている。中にスタートキンジゲアールドレイクスキンデ (staatkundigeaardrijkskunnde 政治地理学), アールドレイキスキンデ (aardrijkskunde 地理学) を含む。後者はプリンセンの書の副題でもあるから、三英がこの時点ですでにプリンセンを読んでいた可能性はあるが、訳語についての手がかりは全くない。『渡辺華山集第一巻』1991年, 日本国書センター, 258ページ。
- 15) 蕃社の歴について、佐藤昌介『洋学史研究序説』1964年, 岩波書店が詳しい。
- 16) 三著とも、前掲『華山・長英論集』岩波文庫に含まれる。

- 17) 参照、鳥井裕美子「近世日本のアジア認識」(溝口雄三・浜下雄志・平石直昭・宮島博士編『アジアから考える1』東京大学出版会 所収)。
- 18) 箕作省吾『坤輿図識』、同『坤輿図識補』、いずれも国会図書館本。
- 19) 参照、前掲馬場「福沢諭吉の会社論」。但しここでは材料を整理しただけであり、その解釈は後に改めた。前掲馬場『商社・会社・社員』6~7ページを見よ。
- 20) 栗本鋤雲「暁窓追録」1869年、日本史籍協会編『匏庵遺稿一』1975年覆刻版、東京大学出版会 所収。栗本の略歴も同書による。
- 21) 同上覆刻版、26, 32, 40ページ。
- 22) 「暁窓追録補」、同上覆刻版、63ページ。
- 23) 栗本鋤雲「農業博覧会の私評」、『匏庵遺稿二』(同上覆刻版) 431ページ。
- 24) 前掲「暁窓追録」、『匏庵遺稿一』32ページ。
- 25) オスマンのパリ改造について、近作では原田純孝編『日本の都市法』2001年、東京大学出版会、20ページが触れているので、この辺りのフランス語の用法については、民法学者原田氏(東京大学社会科学研究所)のお力を拝借した。
- 26) 参照、*Le Grand Dictionnaire François et Flamand de François HALMA* Amsterdam, 1733、東京大学総合図書館本。
- 27) 前掲「暁窓追録補」、『匏庵遺稿一』63ページ。
- 28) 栗本鋤雲「鉛筆紀聞」1861年、前掲『匏庵遺稿一』4, 5ページ。
- 29) 菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』、1931年、岩波書店、38ページ。
- 30) 栗本鋤雲「暁窓追録」、前掲『匏庵遺稿一』65ページ。この鉄道業に関する認識は正確である。馬場前掲「福沢諭吉の会社論」参照。
- 31) 参照、大塚武松「徳川民部公子の渡欧と英仏関係の一節」『龍門雑誌』51号、1931年4月。
- 32) 参照、前掲馬場「福沢諭吉の会社論」
- 33) 松沢弘陽『近代日本の形成と西洋体験』1993年、岩波書店、191ページ。
- 34) 小泉信三「瘠我慢の説と栗本鋤雲」西川俊作・松崎欣一編『福沢諭吉の百年』1999年、慶應義塾大学出版株式会社、所収。
- 35) 私は当初、「会社」化した意図は、会社制度設立の当事者だった井上馨や渋沢栄一の伝記もしくは回想録で簡単に解かるだろうと予想していた。が、予想は完全に外れた。前掲馬場『商社・会社・社員』16~18ページを見よ。
- 36) 同上、17ページ。
- 37) 『立会略則』は『明治文化全集第十二巻 経済編』1957年改訂版、日本評論新社 に収録されている。以下ではいちいち出所のページは記さない。
- 38) 加藤祐一『会社弁講釈』上下、1872年、東京大学経済学部図書館本。
- 39) 加藤祐一『交易心得草』1868, 1870年、同『商社往来』1873年、いずれも東京大学経済学部図書館本。
- 40) 菅野前掲『日本会社企業発生史の研究』41~42ページ。
- 41) 前掲馬場『商社・会社・社員』16ページ。

〔追記〕オスマンのパリ改造の資金については、ハワード・サールマン『パリ大改造』で、やや詳しく判った(フランス政治史家瓜生洋一氏の御教示による)が、制度つまり鋤雲のいう会社の性格は判らない。不思議なことに、大百科辞典*Grand Larousse Encyclopédique*も、制度と資金については全くふれていない。